

## 土地区画整理法第 76 条第 1 項の申請内容に変更が生じたとき

土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定による許可後、建築行為等の完了前に許可の内容を変更しようとする場合は、許可申請記載事項変更届出に必要な書類を添えた届出図書 3 部（正本 1 部・副本 2 部）を、施行者（土地区画整理組合）に提出してください。

ただし、変更申請は、変更内容が軽微であると認められる場合に限りです。軽微な変更にあたるかどうかについては、事前に交野市（都市まちづくり課）にご確認ください。

### 【軽微な変更であると認められる事例】

- ① 土地の形質の変更
  - \* 施工箇所、数量等の変更で軽微なもの
- ② 建築物
  - \* 建築物の配置、床面積、各階平面図、立面図等の変更で軽微なもの
- ③ 工作物、物件
  - \* 工作物・物件の配置、数量（高さ、延長）等の変更で軽微なもの
- ④ その他
  - \* 着手日または完了日が、許可に係る予定日から 6 か月を超える延伸（6 か月以内の延伸については、変更の申請は必要ありません。）

### 1. 必要書類

	提出書類	備考
1	土地区画整理事業第 76 条第 1 項による許可申請記載事項変更届出	届出者は変更前と同様
2	関係図書	変更事項に関連する図面 新旧対照図面 その他関連図書
3	委任状	代理人が申請を行う場合

### 2. 変更フロー

